

韓国知的財産ニュース 2019年3月前期

(No. 386)

発行年月日：2019年3月18日

発行：ジェトロソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、3月1日から15日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

※今号はありません。

関係機関の動き

- 2-1 技術保証基金による IP ファースト保証「第1号企業」が誕生
- 2-2 海外特許を確保しなければ、中小企業の海外進出は難しい!
- 2-3 「特許共済事業推進団」が発足
- 2-4 2019年度国家知的財産ネットワーク (KIPnet) の稼働を本格化
- 2-5 特許戦略を立て、R&D成果と技術保護とも手に入れる
- 2-6 AI ベースの知能型特許ネットを構築し、行政革新をリードする

模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 知的財産紛争は特許庁と解決しましょう
- 3-2 特許庁に受理された不正競争行為が100件を突破!
- 3-3 韓国大法院、「公取委によるクアルコムへの課徴金賦課、一部は違法... 高等法院で再審理せよ」

デザイン(意匠)、商標動向

※今号はありません。

その他一般

- 5-1 大韓民国の「創造性チャンピオン」集まれ!
- 5-2 「大学(院)生発明人材の創造的な挑戦コンテスト」
- 5-3 お金になるアイデア! 起業で一度に支援!

法律、制度関連

※今号はありません。

関係機関の動き

2-1 技術保証基金による IP ファースト保証「第1号企業」が誕生

電子新聞 (2019. 3. 5)

技術保証基金（以下、技保）は5日、「IP ファースト保証第1号企業」が2月19日に初めて誕生したと明らかにした。

「IP ファースト保証」は、特許情報ビッグデータ分析とディープラーニングを活用した特許評価システム（KPAS）を介して特許技術の価値を直ちに算出することで、既存の専門家が参加する技術評価に必要とされた時間とコストを大幅に削減できる。

「IP ファースト保証」の支援を受けたエイディパワー（adpower）社は、4つの特許を保有する技術企業である。「知能型電源装置」の特許技術の価値を認められ、技保から追加保証の支援を受けることができた。

エイディパワー社は、技術開発の完了後、特許登録には成功したが、特許技術事業化は初期段階であったため、通常の技術評価保証では追加保証は受けられない状況であった。

エイディパワーの代表は、「新技術の特許を取得しても、特許だけではどこからも金融支援を受けることができなかった」とし、「技保に自社特許の技術価値を認めてもらい、特許技術を活用した新製品を発売することができる」と語った。

技保関係者は、「『IP ファースト保証』が発売されることで、今年の IP 評価保証全体の目標を前年比 1,900 億ウォン増の 4,600 億ウォンに引き上げた」とし、「特許権事業化を図る企業を積極的に支援するために最善を尽くしたい」と伝えた。

2-2 海外特許を確保しなければ、中小企業の海外進出は難しい!

韓国特許庁 (2019. 3. 7)

- 韓国特許庁長、輸出中小企業とともに知的財産政策懇談会を開催 -

韓国特許庁は、3月7日(木曜)午後2時45分、京畿板橋テクノバレーで、中小企業のグローバル競争力強化のための輸出企業向けの政策懇談会を開催する。

懇談会は、輸出中小企業が海外に進出する過程で経験する知的財産関連の悩みを聴取し、その解決策を官民共同で模索するために設けられた。特許庁長をはじめ、インフォタンク・キューディス・モーションデバイスなど首都圏所在の中小企業14社、韓国貿易協会・KOTRA・輸出入銀行・(社)韓国中小ベンチャー貿易協会などの関係機関の関係者を含む約40人が参加する。

特許庁長は現場でコミュニケーションするために、中小企業の現場訪問を年中継続推進する予定であり、今回の輸出企業政策懇談会を皮切りに、特許紛争被害企業懇談会、女性起業家懇談会など、今年の上半期に20回以上の現場訪問を計画するなど、現場との積極的なコミュニケーションを続ける予定である。また、現場の悩みや提案などについては、国民課題化して体系的に管理する方針である。

特許庁は現場を訪問することで、国民が悩みと規制と感じられる事項を事前にチェックし改善する計画である。また、現場の声を聴取し、新しい政策需要を発掘して政策に反映する一方、国民・中小企業と一緒に現場で議論し、疎通・共有することで、知的財産政策に対する理解も高めるつもりである。

懇談会では、輸出中小企業に対する政府の支援施策を紹介し、各企業の懸案について自由に共有・議論する。海外現地での特許紛争対応策、海外出願に対する政府支援の拡大、IP金融の支援拡大などに対する白熱した議論が展開される。韓国中小ベンチャー貿易協会、韓国貿易協会、KOTRA、輸出入銀行など、複数の関係機関も参加し、さまざまな観点からの意見交換が行われる予定である。

特許庁長は政策懇談会に続いて、インフォバンク社を訪問し、同社の知的財産関連の懸案を点検し、海外現地での知的財産権確保戦略について議論する。インフォバンクは国内外の優秀な特許110件余りを保有するSW分野の先導企業として、海外進出のために、海外合弁会社の設立、クラウドファンディングの誘致など、多様な活動を展開している有望企業である。

特許庁長は、「企業が海外市場に進出するためには、海外特許の確保が欠かせないが、韓国は競争国に比べて海外特許出願件数が不足している」とし、「特に、大企業は国内出願の36.8%が海外出願につながっているが、中小企業は資金不足で国内出願の4.3%のみ海外に出願されている」と述べた。

また、「中小企業が海外特許権を獲得する過程で必要な資金を円滑に調達できるように、IP担保融資、IPファンド投資などを拡大していく」として「海外進出する中小企業の知的財産費用の負担を分散・軽減するために特許共済事業を今年から施行する」と付け加えた。

2-3 「特許共済事業推進団」が発足

韓国特許庁 (2019. 3. 8)

- 特許庁と技術保証基金、特許共済事業推進団の発足式を開催 -

韓国特許庁は3月8日（金曜）午前11時、63スクエア（ソウル汝矣島洞）で特許共済事業の委託機関として選定された技術保証基金（以下、技保）と「特許共済事業推進団」を共同で発足させ、「知的財産（IP）ベースの中小・中堅企業支援」のための業務提携を締結すると明らかにした。

当日の発足式には特許庁長、技保の理事長、国会議員（自由韓国党議員、共に民主党議員）などの主要関係者が出席する。

特許共済事業とは、特許紛争及び海外出願などにより、中小・中堅企業が負う知的財産費用の負担を分散・軽減するために、2019年に新規推進する事業である。

1月に委託機関を公募して技保が選ばれ、今回の発足式を機に軌道に乗るだろう。

共済は、加入者（中小・中堅企業）が毎月掛金を納付し、海外出願や国内外の審判・訴訟など知的財産に関わる費用が発生すれば、これを貸与して活用し、事後に分割して返済する「先に貸与し、後で分割返済する」方式で運営される。

また、加入者が納める月間掛金は一定の利率で積み立てられ、積み立てられた元利金は共済契約解約時に一括で支給される。

特許共済事業推進団は、中小・中堅企業の特徴を反映した加入者の募集方法などの詳細な運用方法と、特許法律相談などの加入者向けの付加サービスに重点を置いて設計され、今年の下半期から本格的に加入者を募集する計画である。

特許庁と技保は、「知的財産ベースの中小・中堅企業支援」のための業務提携に基づいて相互有機的な協力体制を構築し、知的財産事業化と技術移転・保護など、中小・中堅企業のための多様な協力事業を強化・拡大することにした。

特許庁産業財産政策局の局長は、「中小・中堅企業は費用負担、専門人材不在、スキル不足で知的財産に関わる危険に効率的に対応しにくいのが現状である」とし、「こうした環境下で『特許共済事業』が韓国企業の特許紛争対応と海外進出における非常に有用な制度として定着することを期待している」と述べた。

2-4 2019年度国家知的財産ネットワーク（KIPnet）の稼働を本格化

国家知識財産委員会（2019. 3. 12）

- 幹事機関に韓国特許戦略開発院、韓国知識財産保護院、韓国著作権委員会を選定 -

韓国知識財産戦略企画団は3月12日（火曜）、グランドインターコンチネンタル（ソウルパルナス）で2019年度国家知的財産ネットワーク（KIPnet）を運営する機関に韓国特許戦略開発院（IP - 創出・活用）、韓国知識財産保護院（IP - 保護）、韓国著作権委員会（IP - 著作権）を選定し、国家知識財産委員会名義の委嘱状を手渡した。

国家知的財産ネットワーク（KIPnet）は知的財産関係機関と団体間の協力を活性化させるために、2012年度に発足した。IP - 創出・活用、保護、著作権の3つの分科で構成され、現在60以上大学、研究・開発、著作権、出損機関が参加している。

これまでKIPnetは毎年、知的財産のトレンドに合わせて主な知的財産関連の懸案（*）の選定、カンファレンス開催、協議会・教育などを行い、知的財産関係機関間の主な疎通チャンネルとして定着してきた。これからも知的財産関係機関のアイデアや悩みなどを発掘し、把握する努力を強化していく計画である。

* IP - R&D、企業の知的財産保護および活用、第四次産業革命時代における知的財産の役割と方向

本日の合同着手報告会で国家知的財産ネットワーク（KIPnet）は、今年のカンファレンスの主題を「グローバルな技術環境の変化に伴う IP 向上策」に確定し、各分科の細部主題に対する運営計画を発表した。

- ・ IP 創出活用分科:特許ビッグデータを分析し、グローバルなメガトレンドおよび技術トレンドを理解
- ・ IP 保護分科:保護と利用の調和による IP の合理的な再分配策
- ・ IP 著作権分科:グローバルな著作物利用環境における著作権価値の向上策

知識財産戦略企画団長は、「5 世代（5G）移動通信の商用化とビッグデータの活用など、第四次産業革命時代における知的財産の重要性が増している」と強調し、「知的財産の保護や活用の裾野を拡大するためには KIPnet の役割がこれまで以上に重要になるため、幹事機関が促進者になることを期待している」と述べた。

国家知識財産委員会は大統領所属委員会として知的財産に関する政府の主な政策と計画を審議・調整し、その推進状況を点検・評価するための機関（知識財産基本法第 6 条）であり、国務総理と LS グループの会長が共同委員長を務めている。

2-5 特許戦略を立て、R&D 成果と技術保護とも手に入れる

韓国特許庁（2019. 3. 13）

- 特許庁と中小企業部、スタートアップに R&D 資金と IP-R&D 戦略をパッケージにして支援する「R&D + IP 戦略」の共同事業を推進 -

（事例 1）スタートアップ A 社は、読者の好みに合わせてインターネット小説などをおすすめするソリューションを開発するために、「R&D + IP 戦略」事業に参加した。まず、特許庁の IP-R&D を通して世界の関連特許を分析し、そのうち類似分野である「動画推薦技術」の特許 14 件のアルゴリズムをベンチマークして開発戦略を立てた。その後、中小企業部から R&D 支援を受けて研究開発を進め、短時間で精度を高めた新技術と特許を確保した。この成果に基づき VC からの投資誘致に成功し、3 月に米グローバル IT 企業と提携して海外進出も推進している。

（事例 2）半導体の部品機器メーカー B 社は、新事業として加湿器市場に参入するために「R&D + IP 戦略」に参加した。製品開発の方向も決めていない状況で、特許庁の IP-R&D を通して、まず、国内外の競合他社の特許 7,000 件を分析して技術を把握する一方で、侵害が懸念される中核特許 9 件については回避設計をすることで、特許リスクを解

消した。さらに消滅特許7件から新規アイデアを導出し、IoTの新機能を備えた加湿器の設計を完了した。その後、中小企業部からR&D支援を受けて製品化に成功し、4月に試作品の開発を完了し、発売する予定である。

韓国特許庁と中小ベンチャー企業部（以下、中企部）は、技術ベースのスタートアップを対象に、R&D資金と「IP-R&D戦略（*）」をパッケージにして支援する「R&D + IP戦略」の共同事業を今年、本格的に推進する。

* IP-R&D: 特許戦略専門家 (PM) と特許分析機関の専門チームが特許 (IP) 分析を行い、それを基にR&Dの方向と優秀な特許確保戦略を支援するコンサルティング

「R&D + IP戦略」は、IP-R&Dを基に最適な方向を設定した後、研究開発を進めることで、R&D資金の支援効果を高めるとともに、強い知的財産権を確保してスタートアップの技術奪取および特許紛争を防止するための事業である。

特許庁と中企部は昨年初めて試験的にこの事業を推進し、スタートアップ40社に中企部の創業成長技術開発R&D資金と特許庁のIP-R&D費用など、計104億ウォンを支援した。

特許庁と中企部が昨年の支援成果についてアンケートした結果、支援を受けた企業の満足度は98.7%（非常に満足する74.0%、満足する24.7%）と非常に高かった。

特に、戦略を策定することで試行錯誤を減らし、技術開発および事業化に必要とされる時間・コストを削減できること（事例1）、先導企業の特許の回避策を製品開発に直ちに反映できること（事例2）など、スタートアップにとっては実質的に役立つことが分かり、支援を受けて企業内の知的財産権に対する理解度と認識が高まったとの回答も多かった。

今年はこのような事業の成果をもとに、昨年より10%増の44社に、中企部のR&D176億ウォン、特許庁のIP-R&D費用35億ウォンなど、前年比2倍増の211億ウォンを投じ、昨年の事業で一部不足していた部分については補完する。

人工知能、ブロックチェーン、5G移動通信、AR/VRなど、第四次産業革命の分野で、「スケールアップ (scale-up)」段階にある、立ち上げ3年以上7年未満の企業に集中的に支援する。

従来の1年2億ウォンのR&D支援では、戦略に沿った研究開発の日程が短いという意見を反映して今年は2年4億ウォンに増やしたため、初期に策定したIP-R&D戦略に沿って2年間で綿密にR&Dを行うことができると見込まれる。

また、今年はIP-R&Dの結果次第で、開発方向を変更する必要があるれば、当初提出したR&Dの目標も柔軟に変更できるようにするなど、事業運営も成果の創出を中心に改善する。

特許庁産業財産政策局の局長は、「特許はスタートアップの中核資産であり、市場の競争には欠かせない」とし、「特許戦略に支えられ、革新的なスタートアップがグローバルな強小企業に成長できるよう、今後も中企部などと協業し、成功例を生みたい」と述べた。

中小ベンチャー企業部の技術人材政策官は、「R&D + IP戦略」の共同事業は、各部処の専門性を生かした協力の良い事例だ」とし、「これからも技術開発の現場のニーズを反映して、スタートアップのためのさまざまな政策支援を提供したい」と述べた。

今年の「R&D + IP戦略」事業の申込期間は3月14日から3月28日までであり、手続きについては中小企業技術情報振興院（www.smtch.go.kr）と韓国特許戦略開発院（www.kista.re.kr）までお問い合わせを。

2-6 AIベースの知能型特許ネットを構築し、行政革新をリードする

韓国特許庁（2019.3.14）

- 特許庁、第四次産業革命時代の「次世代スマート特許ネット構築5カ年計画」を発表-

韓国特許庁は3月14日（木曜）、人工知能（AI）などの最新の知能情報技術を適用した「次世代スマート特許ネット」を構築する計画を発表した。

これは今年から5年にかけて推進する情報化総合計画で、特許行政の品質や効率性、国民向けサービスの利便性を革新的に向上させるために、特許ネットをAIベースの知能型システムに交代するものである。

今年は98億ウォンを投じてAI機械翻訳システムを構築し、電子出願サービスをユーザーフレンドリー型改善し、コンピューティング性能を向上させる事業に4月から本格的に着手する。

今回の計画は、「スマート特許ネットで一緒に切り開く、より良い特許大国」というビジョンの下、①AI 技術の導入、②電子出願サービスの改善、③特許情報 DB の普及拡大、④システム性能の高度化を重点的に推進する。

①特許行政を迅速かつ正確に処理するために AI 技術を導入する。

審査官が文字だけでなく、画像・図面・化学構造式などからなる先行文献をより正確に見つけることができるよう、AI 検索システムを構築する。

* (2020) AI 図形商標検索システム→(2021) AI 特許検索システム→(2022) AI デザイン検索システム

また、審査官が言語に関係なく、世界の先行文献を幅広く正確に検索できるよう、品質高い AI 機械翻訳サービスに転換する。

これと共に、国民が相談士の勤務時間に関係なく、365 日 24 時間、迅速かつ簡単に相談に乗ることができる AI 相談システムを構築する。

②国民が特許などを簡単に出願するために、電子出願サービスを改善する。

スマートフォンなどで、いつでもどこでも、特許・商標などを出願してその経過を照会し、手数料も納付できるモバイル用の電子出願サービスを構築する。

* (2019) 商標のモバイル用の電子出願を推進→(2020) 特許・実用新案・デザインのモバイル用の電子出願に拡大

また、公認認証書のほか指紋、虹彩、電子メールなど、さまざまな政府の標準認証方式を電子出願サービスに適用し、アクセシビリティを高める。

国民が簡素化した書式を用いて簡単に出願できるよう、電子出願サービスをウェブベースのシステムに再構築し、出願書の作成時に先行技術の存在や不具合などを自動的にチェックすることができるように支援する。

③知的財産サービス産業を活性化させるために、特許情報 DB の普及を拡大する。

知的財産情報サービス企業が AI ベースの高付加価値サービスを開発できるよう、活用価値が高い機械翻訳の学習データ、特許図面符合、商標イメージの特性情報などを加工・構築して民間と共有する。

また、ユーザーがオンラインでさまざまなデータを検索・選択し、希望する形でダウンロードできるよう、知的財産の普及サービスプラットフォーム（KIPRIS Plus）を高度化する。

④AI サービスを安定的に提供するために、システム性能を高度化する。

民間で開発した最新の技術と公開 S/W などをシステムに直ちに適用して活用できるよう、特許ネットをオープンアーキテクチャに転換するとともに、膨大なデータの高速処理が求められる AI 学習、ビッグデータ分析などについて円滑に支援できるよう、電算資源を高速度コンピューティング環境に構築する。

今後、このような「次世代スマート特許ネット」を構築・活用すれば、特許行政の品質と国民向けサービスの利便性が高まると見込まれる。

まず、国民はユーザーフレンドリーな電子出願と AI 相談サービスなどを活用して、より迅速かつ便利にサービスを受け、知的財産情報サービス企業は高付加価値 DB の提供を受け、情報サービスの競争力を高め、雇用創出もできる。

特許庁は AI による先行技術検索、機械翻訳システムなどを活用して、より迅速かつ正確な行政サービスを提供できると期待している。

特許庁情報顧客支援局の局長は、「次世代スマート特許ネットは、国民が特許行政サービスの良さを体感できるように革新させ、韓国が知的財産の強国としての競争力をさらに強めることができる重要なインフラだ」とし、「今回、次世代特許ネットを構築することで、システムのイノベーションが特許行政サービスのイノベーションにつながり、大韓民国が知的財産の先進国へとさらに飛躍するきっかけにしたい」と明らかにした。

模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 知的財産権紛争は特許庁と解決しましょう

韓国特許庁 (2019. 3. 7)

- 特許庁、2019 年知的財産権保護支援事業に関する統合説明会を開催 -

韓国特許庁は 3 月 8 日 (金曜) 午後 2 時、ポスコ P&S タワーで産業界、弁理士業界の従事者などを対象に、「2019 年知的財産権保護支援事業に関する統合説明会」を開催する。

この統合説明会は、輸出企業の海外知的財産権紛争に備えた支援事業、知的財産権紛争が発生した際の効果的な解決戦略作りのための支援事業など、特許庁の知的財産権保護支援事業全般に関する申請・支援手続き、支援規模、前年と変わった部分について、分かりやすく説明するために開かれる。

説明会では、海外に進出する中小・中堅企業の知的財産権の紛争防止・対応戦略を提供する「国際知的財産権紛争防止のコンサルティング支援事業」、大韓民国のコンテンツの海外進出のための知的財産権の確保・保護およびこれに基づくコンテンツの商品化戦略を支援する「韓流コンテンツの知的財産権保護支援事業」、知的財産権紛争が発生した場合に迅速な解決を支援する「産業財産権紛争調停委員会」、「営業秘密保護コンサルティング」を含む「営業秘密保護センター」の営業秘密保護支援事業など、計 6 つの支援事業が紹介される。

事業説明会が終了した後は、各事業の担当者との相談時間を置き、支援事業に関する質疑応答の時間が設けられる予定である。

特許庁産業財産保護協力局の局長は、「この説明会は今年、特許庁が行う知的財産権保護支援事業全般を理解できる絶好の機会」とし、「多くの企業が参加し、特許庁の支援事業について十分な情報を得て支援を受けられるきっかけになることを期待している」と述べた。

統合説明会に参加を希望する企業は、韓国知識財産保護院のウェブサイト

(<http://www.koipa.re.kr>) で 3 月 7 日 (木曜) 午後 6 時までに申請すれば良い。また、説明会当日に現場で登録することも可能である。説明会に関する詳細については、特許庁産業財産保護支援課 (042-481-5992)、又は韓国知識財産保護院 (02-2183-5871~9) までお問い合わせを。

3-2 特許庁に受理された不正競争行為が 100 件を突破！

韓国特許庁 (2019. 3. 12)

- アイデア奪取行為は主に IT 業界や建設業で、商品形態模倣行為は靴、化粧品などの生活用品で多く発生 -

化粧品を販売するスタートアップ A 社はエコフレンドリー紙容器を開発し、クラウドファンディングを受けて 2016 年 10 月に製品を発売した。市場の反応が良く、同業の B 社は 2017 年 4 月に A 社の紙容器の商品形態を模倣した製品を発売し、A 社の売上高は打撃を受けた。A 社は B 社が不正競争行為を行ったと特許庁に報告し、これを受けて特許庁は B 社に対する調査を開始した。B 社は商品形態を模倣した事実を認め、自ら製品生産と販売を中止した。

韓国特許庁は 2017 年 12 月、中小企業の商品形態を模倣した業者に対して関連製品の生産・販売を中止させる最初の是正勧告をした後、1 年で不正競争行為の受理件数が 100 件を超えたことを明らかにした。

特許庁には「不正競争防止および営業秘密保護に関する法律」(以下、「不正競争防止法」)に基づき、国内に広く認識されている商標・商号など同一・類似の標識を使用することで、商品・営業主体を混同させる行為、開発して 3 年以内の他人の商品形態を模倣する行為、取引過程で他人のアイデアを不正使用する行為など、9 種類の不正競争行為に対する調査および是正勧告の権限がある。

受理された 100 件のうち、他人の商品形態を模倣した行為が 47 件と最も多く、昨年 7 月 18 日から新たに導入されたアイデア奪取行為が 34 件、商品・営業主体の混同行為は 11 件であった。

調査過程で不正競争行為を認めて自ら是正するか、特許庁の是正勧告を受けるケースが 70%程度に達するほど、制度の実効性は高い。

特許庁は、調査開始から最終判断まで平均 4 カ月余りかかり、別途費用の負担がない上、訴訟に比べて時間やコストの面で有利であるため、紛争への対応力が不足している個人や中小企業、スタートアップなどにとっては非常に効果的な制度だとしている。

受理件数の半分ほどを占める商品形態模倣行為は食品・靴・眼鏡・文具類などが 89% (42 件) を占めることから、商品形態を簡単に模倣することができ、トレンドが急変し、デザイン登録が容易ではない分野で模倣行為が頻繁に発生しているとみられる。

中小企業の技術・アイデア保護のために、昨年 7 月に不正競争行為に追加されたアイデア奪取行為の届出人は、すべて個人・中小企業であり、IT 関連業界 11 件 (32%)、建設業 6 件 (18%) などと、新しい技術提案が活発であるか、下請け取引関係が多い分野でアイデア奪取行為が頻繁に発生すると判断できる。

不正競争行為と疑われる場合は、特許庁に報告することができる。「不正競争行為と偽造商品情報提供センター」(www.patent.go.kr:7078) で書式をダウンロードでき、お問い合わせについては特許庁産業財産調査課 (042-481-5190、jyg2743@korea.kr)、韓国知識財産保護院 (02-2183-5837、5837@koipa.re.kr) にすれば良い。

特許庁産業財産保護協力局の局長は、「特許庁は不正競争行為により被害に遭う個人や企業を救済するために、最善を尽くしたい」とし、「不正競争行為に悩んでいれば、特許庁の調査・是正勧告制度を積極的に活用してほしい」と述べた。

3-3 韓国大法院、「公取委によるクアルコムへの課徴金賦課、一部は違法... 高等法院で再審理せよ」

電子新聞 (2019. 2. 11)

韓国の公正取引委員会 (以下、公取委) は 2009 年、クアルコムによる公正取引法違反 (独占禁止法) を摘発して 2,732 億ウォンの課徴金を賦課した。これに対し、大法院 (最高裁) は一部問題については課徴金賦課が間違っているとしてソウル高等法院 (高裁) に再審理を命じた。

大法院 1 部は 2 月 11 日、クアルコムが公取委を相手取った是正命令と課徴金賦課処分取消訴訟の上告審で、「LG 電子に無線周波数 (RF) チップのリポートを提供していた行為に対して課徴金を賦課したのは適法だ」という原審を破棄し、ソウル高等法院に差し戻したことを明らかにした。

公取委は、2009 年にクアルコムの公正取引法違反を摘発して課徴金 2732 億ウォンを賦課した。その理由には、CDMA 移動通信技術を携帯電話メーカーにライセンスするなか、競合他社のモデムチップを使用すれば、差別的に高いロイヤリティを請求すること、携帯電話メーカーに CDMA モデムチップ・RF チップを販売するなか、需要量のほとんどを

自社から購入させるという条件でリベートを提供すること、CDMA 移動通信技術を携帯電話メーカーにライセンスするとともに、対象特許権が消滅したか、効力がなくなった後も、従来技術のロイヤリティの 50%を継続して受け取られるようにする 3つの約定がある。

大法院は、LG 電子にリベートを提供していた疑いについては、ソウル高等法院の判断に問題があると結論付けた。

クアルコムは 2000～2009 年にサムスン電子、LG 電子などにモデムチップと RF チップの需要の一定量以上を、自社製品を購入させるという条件で四半期ごとに数百万ドルのリベートを提供していた。ただし、2000 年 7 月～2005 年 6 月、2007 年 1 月～2009 年 7 月には LG 電子にのみ RF チップ関連のリベートを提供していた。

裁判所は LG 電子へのリベート提供に関連し、「2006～2008 年に携帯電話販売市場に占める LG 電子の国内 CDMA2000 方式のシェアは 21.6～25.9%程度に過ぎなかった」とし、「LG 電子が 40%以上のシェアを持つという前提で RF チップのリベートを提供していた行為で、40%の市場封鎖効果が認められると判断した原審は違法だ」と判断した。

大法院の判決に関連して公取委は、一部が敗訴しただけで事件全体で見れば、80%以上は公取委が勝訴したと判断していると説明した。

公取委関係者は、「大法院の判決は一部についてソウル高等法院で再審査することを求める趣旨だ」とし、「訴訟を継続する実益があるかなどについて検討する」と述べた。

デザイン（意匠）、商標動向

※今号はありません。

その他一般

5-1 大韓民国の「創造性チャンピオン」集まれ!

韓国特許庁 (2019. 3. 5)

- 特許庁、「2019 年大韓民国学生創造性チャンピオン大会」の参加申込を開始 -

韓国特許庁は「2019 年大韓民国学生創造性チャンピオン大会」の参加者を 3 月 4 日（月曜）から 4 月 24 日（水曜）18 時まで発明教育ポータルサイト（www.ip-edu.net）を通じて受け付けると発表した。

毎年 5 千人余りが参加するこの大会は、3 つの課題（表現課題・即席課題・製作課題）に対してチーム（4～6 人）で参加する小中高校生の創造的な解決能力を評価するもので、大韓民国の優秀な創造人材を育成するために推進されている。

各課題は全国の発明教師が 4 カ月間集まり、最新のトレンドを反映した小中高レベルの創造課題が出題される。

6 月 8 日に開催される市・道予選大会では、表現課題・即席課題が実施され、これによって選抜された 100 チームは 7 月 25 日から 3 日間、本選大会に参加して表現課題・即席課題・製作課題を解決し、創造性を競う。

本選大会で創造性、科学原理の活用、コミュニケーション能力、協調性などの優れた能力を発揮した上位 36 の優秀なチームには所定の賞金と賞状が授与（*）される。

* 国家知識財産委員長賞（小中高の各 1 組）、教育部長官賞（小中高の各 1 組）、科学技術情報通信部長官賞（小中高の各 1 組）、産業通商資源部長官賞（小中高の各 1 組）など 36 組

本選大会の開催期間中は「2019 青少年発明フェスティバル」も同時に開かれ、青少年の発明アイデア展示会、発明体験プログラムなど、多彩な青少年発明フェスティバルを楽しむことができる。

特許庁産業財産政策局の局長は、「大韓民国のイノベーション成長のためには創造性を育んだ人材育成が非常に重要だ」とし、「この大会が、青少年が創造性、協調性、チャレン

ジ精神など、将来に欠かせないコアコンピタンスを身に着ける契機になることを期待している」と述べた。

詳細については発明教育ポータルサイト (www.ip-edu.net) で確認でき、その他については韓国発明振興会 (02-3459-2753) までお問い合わせを。

5-2 「大学(院)生発明人材の創造的な挑戦コンテスト」

韓国特許庁 (2019. 3. 12)

- 「2019年大学創造発明大会」の参加申込開始 -

韓国特許庁と韓国科学技術団体総連合会が共同主催し、韓国発明振興会が主管する「2019年大学創造発明大会」(以下、「大会」)の参加申込が3月11日(月曜)から4月22日(月曜)まで行われる。

本大会は、大学(院)生の創造的なアイデアを発掘してそのアイデアに対する知的財産コンサルティングを提供し、参加者が特許出願と事業化の過程を自ら体験できる発明大会であり、出品部門は「自由部門」と「公募部門」である。

「自由部門」は周りの特定の問題を解決できる斬新な発明のアイデアを提出して競合し、「公募部門」は企業が課題を出題し、学生がその課題を解決できる発明のアイデアを提出して競合する。

約50件の最終受賞作については、大統領賞などの賞状と賞金が授与され、就職におけるインセンティブも提供される予定である。

特に、今年は昨年より優秀作の賞金が拡大するとともに、学生が自らアイデアの完成度を高めることができるよう、オンライン事前教育と「知的財産サマースクール(IP-Summer School) (*)」など、段階別の知的財産教育を新たに実施する。

*アイデア高度化および具体化作業のための専門家によるメンタリング、明細書作成の実習といった討論型知的財産深化教育プログラム(7月中に集団教育)

今年初めて行われるオンライン事前教育は第1回、第2回に分けて実施される。第1回オンライン事前教育は学生のアイデアの品質を高めるために、申し込み予定のすべての

学生を対象にアイデア発想法 (Triz)、先行技術調査、明細書の理解などについての教育を実施する。

第2回オンライン事前教育はサマースクールに参加する発表審査学生を対象に実施し、明細書作成、技術移転および事業化戦略など、知的財産に対する基本理論についての教育を実施する。オンライン教育を受けた後、学生はサマースクールに参加して自分のアイデアを知的財産権にし、これを事業化する方法を体験する。

特許庁産業財産政策局の局長は、「大韓民国のイノベーション成長のためには将来の創造的な人材育成が非常に重要だ」とし、「この大会に参加する大学（院）生が創造的なアイデアを出して起業に挑戦し、韓国の第2のベンチャーブームを巻き起こす主役に成長してほしい」と語った。

参加申込は、個人又はチーム（3人以内）を組んだ国内の大学（院）生なら誰でも可能であり、受付期間に参加申込書を大会のウェブサイトにてオンラインで提出すれば良い。

詳細については大会のウェブサイト（www.kipa.org/inventkorea）と事務局（韓国発明振興会知的財産人材育成室、02-3459-2813）までお問い合わせを。

5-3 お金になるアイデア！起業で一度に支援！

韓国特許庁（2019. 3. 12）

- 特許庁、2019年知的財産情報活用創業コンテストを開催 -

韓国特許庁は、知的財産データを活用した創造的なアイデアとビジネスモデルの発掘による雇用創出のために、「2019年知的財産情報活用創業コンテスト」を開催すると発表した。

このコンテストは知的財産情報を利用した「アイデア企画」と「起業・事業化企画」の2つの分野で行われ、大韓民国の国民なら誰でも応募できる。

3月11日から4月17日まで特許情報活用サービス（*）のウェブサイト（<http://plus.kipris.or.kr>）で受け付ける。

*特許情報活用サービス（KIPRIS Plus）：特許庁が保有する国内外の特許・実用新案・デザイン・商標などのデータを民間に普及させるためのサービス

受賞者には特許庁長賞、特許情報院長賞と報奨金が与えられ、創業支援のための多くの特典がある。

まず、各分野の最優秀作に対しては、行政安全部が主催する「第7回公共データ活用創業コンテスト」の本選に参加する機会が与えられる。

また、各部門の受賞者に対しては、特許庁が運営する知的財産ギフト制度を通して1.6億ウォン相当の知的財産情報を無料提供して、特許情報活用を積極的に後押しする。さらに、中小ベンチャー企業部の「初期創業パッケージ(*)」、「創業跳躍パッケージ」などの事業に参加すれば、加点を付与する。同時に韓国科学技術情報研究院(KISTI)の「アイデア床(マル)(**）」、特許庁の「IP礎(ティディムドル)(***）」事業などに推薦して、創業・権利化過程を支援する予定である。

*初期創業パッケージ：創業・事業化部分の受賞チームを対象に加点を付与（最大1億ウォンを支援）/創業跳躍パッケージ：最優秀・優秀賞受賞者に加点を付与（最大3億ウォンを支援）

**アイデア床：500万ウォン相当のアイデアコンサルティングなど、メンタリングサービスを支援

***IP礎：200万ウォン相当の知的財産の創出と製品化のためのアイデアコンサルティングを支援

大会の参加者全員には知的財産データ Open API サービス(*)の3カ月利用券と営業秘密原本証明サービス(**)を無料提供する。

*Open API サービス：特許庁のDBと連携して必要な情報を要求し回答を受け、独自のDBを構築せずにサービスできる

**営業秘密原本証明サービス：不正競争防止法に基づき、指定された原本証明機関が営業秘密の保有・保有者・保有時期を証明するサービス

特許庁情報顧客支援局の局長は、「知的財産で世界を変える力は小さいアイデアから始まり、アイデアが力になり、さらに起業に至るまですべての支援を惜しまない」と述べた。

※詳細については、特許庁情報管理課(042-481-5138)、又は韓国特許情報院IP情報拡散チーム(02-6915-1429)までお問い合わせを。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/>をご覧ください。
お問い合わせ、ご意見、ご希望は、ジェトロソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658
e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます）により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：ジェトロソウル事務所 知財チーム